

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	児童手当に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

旭川市は、児童手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

旭川市長

公表日

令和7年12月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当に関する事務
②事務の概要	<p>児童手当法等の規定に則り、認定業務、支給要件確認業務、支給業務、申請受理、進達事務、児童手当情報の照会業務を行う。特定個人情報ファイルは、次の場合に使用する。</p> <ul style="list-style-type: none">① 申請書や届出書の確認② 児童手当受給情報の照会③ 支給要件に必要な各種情報(父母等の所得・加入年金情報等)の照会④ 支給要件児童等の情報、受給者情報、監護・生計同一等扶養状況に関する情報の照会⑤ 転入前の児童手当受給状況等の照会⑥ 進達事務
③システムの名称	児童手当等管理システム、中間サーバーコネクタ、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
児童手当受給者台帳情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法 第9条第1項 別表 項番81 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第44条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>〔 実施する 〕</p> <p><選択肢></p> <ul style="list-style-type: none">1) 実施する2) 実施しない3) 未定
②法令上の根拠	<p>①番号法第19条第8号 別表 ・情報照会:番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表106、107の項 ・情報提供:番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42、53、76、125、141、161の項</p> <p>②番号法第19条第8号に基づく主務省令 ・情報照会の根拠:第108条、第109条 ・情報提供の根拠:第44条、第55条、第78条、第127条、第143条、第163条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	旭川市子育て支援部子育て助成課
②所属長の役職名	子育て助成課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	旭川市市民生活部地域活動推進課(情報公開・個人情報担当) 〒070-8525 北海道旭川市7条通9丁目48番地(総合庁舎3階) 電話番号0166-25-6012

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 旭川市子育て支援部子育て助成課
〒070-8525 北海道旭川市7条通9丁目48番地(総合庁舎3階)
電話番号0166-25-6446

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	<p><選択肢></p> <p>[1万人以上10万人未満]</p> <p>1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<p>[500人未満]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 500人以上 2) 500人未満</p>
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>[発生なし]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 発生あり 2) 発生なし</p>
--	---

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	------------------------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------	------------------------------------	---

判断の根拠

マイナンバーの取得、管理、交付の各段階において、誤収集、紛失、誤廃棄、誤交付等の人的ミスを発生させないよう複数の職員で情報の取扱いを共有しながら二重チェック等を行っている。

9. 監査

実施の有無 [] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	---------------------------------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]</p> <p><選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 目的外の入手が行われるリスクへの対策 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 従業者に対する教育・啓発 	
------------------	---	--

当該対策は十分か【再掲】	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
--------------	------------------------------------	---

判断の根拠

・システムのアクセス権を、業務上システムの利用が必要な職員にのみ付与するとともに、従業者へ十分に教育啓発を行っている。
・特定個人情報が記載されている書類等は整理整頓の上、必ず施錠できるキャビネットに保管している。
・端末の盗難、紛失を防止するため、セキュリティワイヤにて固定している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月31日	5 部署・所属長	旭川市子育て支援部子育て支援課 子育て支援課長 品田 幸利	旭川市子育て支援部子育て助成課 子育て助成課長 高桑 聰子	事後	
平成29年3月31日	8 連絡先	〒070-8525 旭川市7条通10丁目(旭川市 第二庁舎5階) 旭川市 子育て支援部子育て支援課 0166- 25-6446	〒070-8525 旭川市7条通10丁目(旭川市 第二庁舎5階) 旭川市 子育て支援部子育て助成課 0166- 25-6446	事後	
令和1年6月26日	I 5② 所属長の役職名	子育て助成課長 高桑 聰子	子育て助成課長	事後	
令和1年6月26日	IV リスク対策	(なし)	項目を追加	事後	
令和2年4月1日	I の5の②	高野 哲也	松本 裕紀	事後	
令和2年4月1日	II の1のいつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年4月1日	II の2のいつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和6年8月1日	I の5の②	子育て助成課長 松本 裕紀	子育て助成課長	事後	
令和6年8月1日	II の1のいつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和6年8月1日	II の2のいつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和6年8月1日	関連情報 7. 請求先	〒070-8525 旭川市6条通9丁目(総合庁舎1 階) 旭川市市民生活部市民活動課市民参加推進係 (市政情報コーナー) 0166-25-9101	〒070-8525 旭川市7条通9丁目(総合庁舎3 階) 旭川市市民生活部地域活動推進課(情報公 開・個人情報担当) 0166-25-9101	事後	
令和6年8月1日	関連情報 8. 連絡先	〒070-8525 旭川市7条通10丁目(第二庁舎5 階) 旭川市子育て支援部子育て助成課 0166-25-6446	〒070-8525 旭川市7条通9丁目(総合庁舎3 階) 旭川市子育て支援部子育て助成課 0166-25-6446	事後	
令和6年8月1日	I の1の③システム名称	児童手当等管理システム・団体内統合宛名シ ステム・中間サーバー	児童手当等管理システム、団体内統合宛名シ ステム・中間サーバー・マイナポータル(ぴったり サービス)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月1日	I の1の②	<p>旭川市は、児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>住民からの児童手当認定請求書等の届出により、中学校卒業までの児童を監護し、その児童と一定の生計関係にある父母等に対して、児童手当を支給する。</p> <p>支給要件確認等にあたっては、所得要件の確認を行い、認定される者に対して認定通知書を作成し通知する。また、児童手当現況届により、所得要件を確認し、継続認定の可否を確認する。番号法の別表第二に基づいて、旭川市は、児童手当に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p>	<p>旭川市は、児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>住民及び児童福祉施設等からの児童手当認定請求書等の届出により、高等学校卒業までの児童を監護し、その児童と一定の生計関係にある父母等もしくは児童福祉施設長等に対して、児童手当を支給する。</p> <p>支給要件確認等にあたっては、父母等の所得の比較や加入年金の確認等を行い、認定及び額改定される者等に対して通知書を作成し通知する。また、児童手当現況届により、父母等の所得の比較や加入年金の確認等を行い、継続認定の可否を確認する。番号法の別表に基づいて、旭川市は、児童手当に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p>	事前	
令和6年8月1日	Iの3	番号法 第9条第1項 別表第一 項番56 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第44条	番号法 第9条第1項 別表 項番81	事前	
令和6年8月1日	Iの4の②	<p>[別表第二における情報照会の根拠] 番号法第19条第7号、別表第二の第74、75項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第40条</p> <p>[別表第二における情報提供の根拠] 番号法第19条第7号、別表第二の第26、30、87項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第19条、第44条</p>	<p>[情報照会の根拠] 番号法第19条第8号、別表項番81</p> <p>番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表百六の項、表題百七の項、第108条、令第109条</p> <p>[情報提供の根拠] 番号法第19条第8号、別表項番81</p> <p>番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表四十二の項、第44条</p>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月1日	I の1の②「事務の概要」	<p>旭川市は、児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>住民及び児童福祉施設等からの児童手当認定請求書等の届出により、高等学校卒業までの児童を監護し、その児童と一定の生計関係にある父母等もしくは児童福祉施設長等に対して、児童手当を支給する。</p> <p>支給要件確認等にあたっては、父母等の所得の比較や加入年金の確認等を行い、認定及び額改定される者等に対して通知書を作成し通知する。また、児童手当現況届により、父母等の所得の比較や加入年金の確認等を行い、継続認定の可否を確認する。番号法の別表第二に基づいて、旭川市は、児童手当に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p>	<p>児童手当法等の規定に則り、認定業務、支給要件確認業務、支給業務、申請受理、進達事務、児童手当情報の照会業務を行う。特定個人情報ファイルは、次の場合に使用する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 申請書や届出書の確認 児童手当受給情報の照会 支給要件に必要な各種情報(父母等の所得・加入年金情報等)の照会 支給要件児童等の情報、受給者情報、監護・生計同一等扶養状況に関する情報の照会 転入前の児童手当受給状況等の照会 進達事務 	事前	
令和7年12月1日	I の1の③「システムの名称」	児童手当等管理システム、団体内統合宛名システム・中間サーバー・マイナポータル(ぴったりサービス)	児童手当等管理システム、中間サーバーコネクタ、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能	事前	
令和7年12月1日	I の3「法令上の根拠」	番号法 第9条第1項 別表第一 項番56 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第44条	番号法第9条第1項に規定する別表81の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第44条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条	事前	
令和7年12月1日	I の4の②「法令上の根拠」	<p>[別表第二における情報照会の根拠] 番号法第19条第7号、別表第二の第74、75項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第40条</p> <p>[別表第二における情報提供の根拠] 番号法第19条第7号、別表第二の第26、30、87項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第19条、第44条</p>	<p>①番号法第19条第8号 別表 ・情報照会:番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表106、107の項 ・情報提供:番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42、53、76、125、141、161の項</p> <p>②番号法第19条第8号に基づく主務省令 ・情報照会の根拠:第108条、第109条 ・情報提供の根拠:第44条、第55条、第78条、第127条、第143条、第163条</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月1日	I の7「請求先」	〒070-8525 旭川市7条通9丁目(総合庁舎3階) 旭川市市民生活部地域活動推進課(情報公開・個人情報担当) 0166-25-9101	旭川市市民生活部地域活動推進課(情報公開・個人情報担当) 〒070-8525 北海道旭川市7条通9丁目48番地(総合庁舎3階) 電話番号0166-25-6012	事後	表現の統一
令和7年12月1日	I の8「連絡先」	〒070-8525 旭川市7条通9丁目(総合庁舎3階) 旭川市子育て支援部子育て助成課 0166-25-6446	旭川市子育て支援部子育て助成課 〒070-8525 北海道旭川市7条通9丁目48番地(総合庁舎3階) 電話番号0166-25-6446	事後	表現の統一
令和7年12月1日	II の1「対象人数」「いつの時点の計数か」	令和6年4月1日時点	令和7年10月1日時点	事後	
令和7年12月1日	II の2「取扱者数」「いつの時点の計数か」	令和6年4月1日時点	令和7年10月1日時点	事後	
令和7年12月1日	IV の8「人手を介在させる作業」	設問なし	【新設】 ・人為的ミスが発生するリスクへの対応は十分か [十分である] ・判断の根拠 マイナンバーの取得、管理、交付の各段階において、誤収集、紛失、誤廃棄、誤交付等の人的ミスを発生させないよう複数の職員で情報の取扱いを共有しながら二重チェック等を行っている。	事前	
令和7年12月1日	IV の9「監査」	[]自己点検 [○]内部監査 []外部監査	[○]自己点検[○]内部監査[]外部監査	事前	
令和7年12月1日	IV の11「最も優先度が高いと考えられる対策」	設問なし	【新設】 ・最も優先度が高いと考えられる対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ・当該対策は十分か [十分である] ・判断の根拠 ・システムのアクセス権を、業務上システムの利用が必要な職員にのみ付与するとともに、従業者へ十分に教育啓発を行っている。 ・特定個人情報が記載されている書類等は整理整頓の上、必ず施錠できるキャビネットに保管している。 ・端末の盗難、紛失を防止するため、セキュリティワイヤにて固定している。	事前	
令和7年12月1日	全体	読点の修正(「、」→「、」への修正)	読点の修正(「、」→「、」への修正)	事後	本市の規程の改定に伴う改正